廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

〇環境省告示第四十八号（平成二十九年五月二十三日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング

ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　畑中　利勝

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　滋賀県大津市南郷三丁目字師匠野六百二十五番、六百四十一番三、六百三十番及び六百四十一番並びに字平津東山六百七十番四

ロ　滋賀県近江八幡市上田町字西ノ久保九百六十四番一及び馬淵町字横田中嶋千九百十四番二

ハ　滋賀県甲賀市水口町笹が丘一番八

ニ　京都府久世郡久御山町林八幡講四十三番

ホ　京都府綾部市上八田町柘瑠迫二番一、菜ケ戸一番、荒崩一番一及び戸田十八番一

ヘ　大阪府大阪市北区中津二丁目三番七

ト　大阪府大阪市中央区高津一丁目五番一

チ　大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目三十番

リ　大阪府高槻市大字萩谷八番一

ヌ　大阪府箕面市大字粟生間谷二千八百九十七番四及び二千八百九十七番五

ル　大阪府柏原市大字雁多尾畑三千六百五十一番一

ヲ　大阪府堺市北区北長尾町七丁二百七十四番

ワ　奈良県葛城市疋田六百六十八番.

カ　奈良県生駒郡安堵町大字窪田六百三十四番五、七百三十四番二及び千百三十九番一

ヨ　長野県木曽郡大桑村大字殿九百四十二番一

タ　長野県木曽郡南木曽町読書三千六十六番

レ　岐阜県大野郡白川村大字椿原字水上百十一番、字北浦百十五番並びに字家ノ高百十九番一及び百二十番二

ソ　福井県三方郡美浜町新庄百五十七号上関屋一番並びに百五十八号三反田六番、十四番、二十四番一、三十五番、四十三番及び四十四番

ツ　富山県南砺市祖山字下平六百九十四番

ネ　兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十九年三月二十八日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ニ　滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

ホ　滋賀県東近江環境事務所

ヘ　大津市環境部産業廃棄物対策課
ト　大津市役所南郷市民センター
チ　近江八幡市市民部環境課
リ　近江八幡市安土町総合支所住民課
ヌ　京都府環境部循環型社会推進課
ル　久御山町民生部環境保全課
ヲ　大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
ワ　大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ
カ　高槻市産業環境部資源循環推進課
ヨ　高槻市行政資料コーナー
タ　箕面市みどりまちづくり部環境動物室
レ　奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
ソ　奈良県景観・環境総合センター
ツ　葛城市市民生活部環境課
ネ　長野県環境部資源循環推進課
ナ　長野県木曽地域振興局環境課
ラ　大桑村住民課防災環境係
ム　岐阜県環境生活部廃棄物対策課
ウ　岐阜県飛騨県事務所環境課廃棄物対策係
ヰ　白川村役場総務課環境係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

〇環境省告示第四十九号（平成二十九年五月二十三日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　北電テクノサービス株式会社

ロ　住所　富山県富山市牛島町十三番十五号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　水野　弘一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　富山県射水市沖塚原二十九番一

ロ　石川県小松市千木野町ソ八十二番二

ハ　石川県白山市部入道町ホ三十三番一、五十三番一、七十七番及び八十八番

ニ　石川県小松市麦口町チ三十六番甲、三十六番乙、三十七番、四十一番、四十二番、四十三番及び四十四番

ホ　福井県越前市高木町九字道儀路七番及び八字粕屋町八番

ヘ　福井県大野市西勝原二十八字落合平一番五

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十九年三月二十七日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　中部地方環境事務所廃棄物・リサィクル対策課

ハ　富山県生活環境文化部環境政策課

ニ　射水市市民生活部環境課

ホ　石川県生活環境部廃棄物対策課

ヘ　小松市環境共生部エコロジー推進課

ト　白山市市民生活部環境課

チ　福井県安全環境部循環社会推進課

リ　福井県丹南健康福祉センター

ヌ　越前市産業環境部環境政策課